事 務 連 絡 平成20年4月24日

温室効果ガス算定・報告・公表制度関係府省庁 担当官 各位

> 環境省地球環境局地球温暖化対策課 算定·報告·公表制度担当

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の 説明会・相談会について(依頼)

地球温暖化対策の推進につきましては、平素より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成17年の通常国会において成立した地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第61号)により導入された、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度(以下単に「算定・報告・公表制度」といいます。)については、平成18年4月1日から施行され、昨年度、第1回目となる事業者からの排出量報告が行われ、本年3月28日に国による集計結果の公表が行われたところです。

算定・報告・公表制度の確実な施行に向けた説明会・相談会につきましては、昨年度も各地域で実施したところですが、引き続き要望があることを踏まえ、今年度も下記のとおり全国4都市において説明会・相談会を開催することとしました。関係各府省庁におかれましても、説明会・相談会について、関係部署及び業界等への周知に御協力いただければと存じますので、よろしくお願いいたします。

記

1 説明会・相談会の概要

説明会では、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度に基づく排出量の報告の確実な実施を確保するため、広く一般を対象として制度の概要等をスクール形式で説明いたします。また、相談会では、報告の義務が生じる事業者に対して、報告書を記載する上での疑問点や報告書の提出の仕方等に関する個別の質問等にブース形式で直接回答するものです。

2 開催要領

(1) 実施主体

実施主体は、国(環境省本省)とし、地方環境事務所等に協力を依頼することとしています。

(2) 実施地域、会場、時期等 別紙のとおり、全国4都市で開催することとしています。

(3) 周知等

説明会・相談会の開催日程及び開催都市については「算定・報告・公表制度ホームページ」(http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/)上において周知を行っており、また、地方環境事務所においても積極的に周知をすることとしています。

(照会先)

環境省地球環境局地球温暖化対策課 〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

TEL: 03-3581-3351 内線 6779

03-5521-8249 (夜間直通)

FAX: 03-3580-1382

算定・報告・公表制度担当:工藤、小柳

E-Mail: HISASHI KUDO@env.go.jp

説明会·相談会 日程表

開催日	開催都市	開催場所(説明会定員)/所在地	申 込 先
5/1 2 (月)	東京	(株) 三菱総合研究所 2 階 セミナー室 (約 90 名) 東京都千代田区大手町 2-3-6 http://www.mri.co.jp/PROFILE/office_map.html 名古屋市男女平等参画推進センター	関東地方環境事務所 環境対策課 TEL: 048-600-0815 FAX: 048-600-0517 中部地方環境事務所
5/1 5 (木)	名古屋	3階 特別セミナールーム (約 100 名) 名古屋市中区千代田 5-18-24 http://www.tsunagalet.city.nagoya.jp/about/index.html	環境対策課 TEL: 052-955-2134 FAX: 052-951-8889
5/1 6 (金)	大 阪	ドーンセンター(大阪府立女性総合センター) 説明会: 5階 特別会議室 (約80名) 相談会: 5階 大会議室2 大阪市中央区大手前1-3-49 http://www.dawncenter.or.jp/shisetsu/map.html	近畿地方環境事務所 環境対策課 TEL: 06-4792-0703 FAX: 06-4790-2800
5/2 0 (火)	さいたま	さいたま新都心合同庁舎1号館 6A会議室 (約 120 名) さいたま市中央区新都心 1-1 http://www.kanto.meti.go.jp/annai/shuhenzu/index.html	関東地方環境事務所 環境対策課 TEL: 048-600-0815 FAX: 048-600-0517

注)説明会は10:00~12:00まで、相談会は13:30~16:30分までの予定です(さいたま会場は17:30までの予定)。相談会は、1事業者につき30分までとさせていただきます。